

(案)

第3回渋川地区市町村合併協議会

日 時 平成16年11月29日(月) 午後2時から
場 所 子持村公民館

渋川市・伊香保町・小野上村・子持村・赤城村・北橘村

第3回渋川地区市町村合併協議会

日 時 平成16年11月29日(月)午後2時から
場 所 子持村公民館

次 第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 報告事項
報告第8号 議会の議員の定数等に関する小委員会報告 1
報告第9号 新市名称候補選定小委員会報告 11
- 4 協議事項
議案第16号 協議項目5「議会の議員の任期及び定数の取り扱いに関すること」 . 15
議案第17号 協議項目3「新市の名称に関すること」について 17
- 5 その他
(1)今後のスケジュールについて 19
- 6 閉 会

報告第8号

議会の議員の定数等に関する小委員会報告

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成16年11月29日提出

渋川地区市町村合併協議会
会長 木暮治一

議会の議員の定数等に関する小委員会報告

渋川地区市町村合併協議会小委員会規程第11条の規定に基づき、議会の議員の定数等に関する小委員会について、下記のとおり報告する。

記

1 第1回小委員会協議結果

平成16年11月4日開催の第1回議会の議員の定数等に関する小委員会において、次のとおり委員長及び副委員長を選任した。

| 職名 | 氏名 | 所属市町村 |
|------|-------|-------|
| 委員長 | 宮下 宏 | 渋川市 |
| 副委員長 | 飯塚 重雄 | 子持村 |

2 第2回小委員会協議結果

平成16年11月11日開催の第2回議会の議員の定数等に関する小委員会において、議会の議員の定数等について以下のとおり全会一致で決定した。

- (1) 関係市町村の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新市の議会の議員として在任する。
- (2) 地方自治法第91条第1項の規定による新市の議会の議員の定数は、30人とする。
- (3) 特例適用期間終了後、最初に行われる新市の議会議員の選挙の選挙区については、全市域を1つの選挙区とする。
- (4) 議員報酬については、特例適用期間中は旧市町村それぞれの報酬額とし、特例適用期間終了後、最初に行われる新市の議会議員の選挙以降の議員報酬については、新市において定める。

< 参考 >

【関係法令】

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

（議会の議員の在任に関する特例）

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。（以下省略）

（1）新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

2号省略

2項～4項省略

地方自治法（抜粋）

（市町村議会の議員の定数）

第91条 市町村の議会の議員の定数は条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

1号～5号省略

（6）人口5万以上10万未満の市 30人

7号～11号省略

3項～10項省略

公職選挙法（抜粋）

（地方公共団体の議会の議員の選挙区）

第15条

1項～5項省略

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。（以下省略）

7項～9項省略

< 報告第 8 号参考資料 >

議会の議員の定数等に関する小委員会名簿

(H16.11.9現在)

| 職 名 | 氏 名 | 選出市町村名等 |
|--------------------|---------|---------|
| 規約第 9 条 1 項第 3 号委員 | 宮 下 宏 | 渋川市 |
| | 中 澤 広 行 | 伊香保町 |
| | 中 沢 義 美 | 小野上村 |
| | 飯 塚 貴美夫 | 子持村 |
| | 岩 崎 幸 代 | 赤城村 |
| | 南 雲 鋭 一 | 北橘村 |
| 規約第 9 条 1 項第 4 号委員 | 今 成 久 男 | 渋川市 |
| | 高 橋 太 郎 | 伊香保町 |
| | 木 暮 敞 治 | 小野上村 |
| | 飯 塚 重 雄 | 子持村 |
| | 木 暮 政 光 | 赤城村 |
| | 小 泉 隆 雄 | 北橘村 |
| 規約第 9 条 1 項第 5 号委員 | 桜 井 芳 樹 | 共通学識経験者 |
| | 戸 所 隆 | 共通学識経験者 |
| | 小 野 宇三郎 | 共通学識経験者 |

報告第9号

新市名称候補選定小委員会報告

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成16年11月29日提出

渋川地区市町村合併協議会
会長 木暮治一

新市名称候補選定小委員会報告

澁川地区市町村合併協議会小委員会規程第11条の規定に基づき、新市名称候補選定小委員会について、次のとおり報告する。

平成16年11月29日

新市名称候補選定小委員会
委員長 新井 晟久

1 協議経過について

(1) 第1回小委員会 (H16.9.24)

(内容)・委員長及び副委員長の選任

(2) 第2回小委員会 (H16.11.4)

(内容)・新市名称候補第1次選定

(3) 第3回小委員会 (H16.11.12)

(内容)・新市名称候補第2次選定

2 協議結果について

平成16年11月12日開催の第3回新市名称候補選定小委員会において、新市名称候補について協議の後、出席委員全員の投票により以下の通り決定した。

新市名称候補は、『澁川市』、『中央市』、『赤城市』、『伊香保市』とする。

議案第 16 号

協議項目 5 「議会の議員の任期及び定数の取り扱いに関すること」

協議項目 5 「議会の議員の任期及び定数の取り扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成 16 年 11 月 29 日提出

渋川地区市町村合併協議会
会 長 木 暮 治 一

議会の議員の任期及び定数の取り扱い

- 1 関係市町村の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 1 年間、引き続き新市の議会の議員として在任する。
- 2 地方自治法第 91 条第 1 項の規定による新市の議会の議員の定数は、30 人とする。
- 3 特例適用期間終了後、最初に行われる新市の議会議員の選挙の選挙区については、全市域を 1 つの選挙区とする。
- 4 議員報酬については、特例適用期間中は旧市町村それぞれの報酬額とし、特例適用期間終了後、最初に行われる新市の議会議員の選挙以降の議員報酬については、新市において定める。

議案第 17 号

協議項目 3 「新市の名称に関すること」について

このことについて、次のとおり提出する。

平成 16 年 11 月 29 日提出

渋川地区市町村合併協議会
会 長 木 暮 治 一

新市の名称

新市の名称は、下記の 4 候補の中から決定する。

新市名称候補

- ・ 渋 川 市 (し ぶ か わ し)
- ・ 中 央 市 (ち ゅ う お う し)
- ・ 赤 城 市 (あ か ぎ し)
- ・ 伊 香 保 市 (い か ほ し)

5 その他

(1) 今後のスケジュール

| 会議等 | 日程 | 内容 |
|--------------|--------------------------|--|
| 1 第4回法定協議会 | 12月12日(日) | ・(報告)合併協定書(案)について ・(議案)平成16年度補正予算 |
| 2 合併協定調印式 | 12月12日(日) (第4回協議会終了後) | ・合併協定調印 |
| 3 各市町村議会議案上程 | 12月13日(月) ~12月20日(月) | ・議案上程 廃置分合 財産処分に関する協議 議会の議員の在任に関する協議 新市の議会の議員の定数に関する協議 地域審議会の設置に関する協議 |
| 4 市町村の告示 | 議案議決後 | ・各市町村による告示 議会の議員の在任に関する協議 新市の議会の議員の定数に関する協議 地域審議会の設置に関する協議 |
| 5 県知事あて合併申請 | 必要書類の調製後 | ・合併申請書類一式 |